



恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画

〈計画期間〉

令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 3 月

恵 庭 市

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の範囲	4
4 意見の反映等	4
5 計画の期間	4

第2章 犯罪及び交通事故等の現状と課題

1 犯罪件数	5
2 不審者情報件数	6
3 交通事故件数	7
4 特殊詐欺被害件数	8
5 消費生活相談件数	9
6 安全で安心なまちづくりの課題	10

第3章 計画の基本目標と基本方針

1 基本目標	11
2 重点目標	11
3 基本方針	11

第4章 それぞれの役割

1 市民の役割	12
2 地域活動団体の役割	12
3 事業者等の役割	12
4 市の役割	13

第5章 計画の基本施策

1 推進体制の整備	14
2 情報の収集及び提供	14
3 児童等の安全の確保	15
4 高齢者及び障がい者の安全の確保	15
5 消費者被害の防止	16
6 犯罪被害者等への支援	16
7 生活環境の整備	16
8 安全教育の充実	17

第6章 計画の推進

1 実行委員会の運営	18
2 庁内推進体制の整備	18
3 計画の見直し	18

資料

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例	1 9
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱	2 1
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿	2 3

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっています。また、災害や凶悪犯罪、交通事故が連日のように報道されており、日常生活の安全・安心に対する市民の関心が高まっています。こうした社会状況の中、犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現は、恵庭市民すべての願いであり、豊かな市民生活及び社会経済活動の基盤となるものです。

恵庭市では、これらを具体化するため、市民生活における「安全」「安心」についての基本姿勢を明確にし、地域コミュニティの社会的な醸成を図るとともに、地域の自主的な活動の促進及び市民の安全意識の高揚を図ることを目的に、平成21年12月29日に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（平成23年度から平成27年度）」を策定しました。その後、この計画をさらに推進するため「恵庭市暴力団排除条例」を平成27年4月1日に施行し、市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止するとともに、複雑かつ巧妙化する振込め詐欺や特殊詐欺などの消費生活被害の防止のほか、危険かつ悪質な飲酒運転や高齢者による交通事故の増加などの新たな課題を踏まえ、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（平成28年度から平成32年度）（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

この間、「第5期恵庭市総合計画」においても、基本目標を「誰もが健康で安全安心に暮らせるまち」とし、安全で安心な日常生活の確保のため、「防犯」と「交通安全」に関係する基本方針として、地域ぐるみで、交通事故・犯罪のない安全で安心して暮らせる明るいまちづくりをめざし、消費生活知識の普及啓発や、被害にあった場合の相談体制の充実に努め、各種取組を推進してきました。こうした取組により、市民・事業者・行政が一体となり、個人や団体などで防犯・交通安全活動への参加が進むなど防犯・交通安全意識が高まり、市内の刑法犯認知件数が減少するなど一定の成果が現れています。

一方で、交通事故の発生件数は近年横ばいですが、高齢者の交通事故の発生割合が高くなっており、さらに高齢者を狙った特殊詐欺被害が増えています。また、子どもや女性を対象とした声かけ事案が依然として発生していることから、今まで以上に市民の安全・安心を確保する取組を継続していく必要があります。

このようなことから、第2次計画が終了することを受け、第2次計画の評価と検証を行った上で、安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ効果的に推進するため、第3次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」第8条第2項の規定に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整

備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現するための具体的な施策を効果的に実施するため策定したものであり、この計画を基に、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して各種施策を実施するものとします。

3 計画の範囲

「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」では、「防犯」及び「交通安全」について基本理念を規定しています。

犯罪や交通事故の形態は様々ですが、犯罪等が起きないようにする「予防」と、犯罪等が発生した後の「対応」があります。この計画では、防犯・交通安全上、特に配慮が必要な高齢者や子どもなどを中心として、犯罪や交通事故を未然に防止するための「予防」に関する取組をこの計画の範囲とします。「対応」については、主に警察等の捜査機関が担うこととなりますが、必要に応じて関係機関と連携することとします。

なお、「交通安全」に関しては、恵庭市では昭和46年より「恵庭市交通安全計画」を5年ごとに策定しており、その計画に基づき、各種交通安全施策を推進しております。

また、災害、建築物及び環境保全などの「安全・安心」に関する内容については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、それを基に推進していくこととします。

4 意見の反映等

この計画は、市の犯罪・交通情勢等を踏まえ、市民をはじめ関係する機関の代表者等からなる「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」の意見を聴き、また、パブリックコメント等による意見なども参考にして策定しています。

5 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年を原則としますが、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 犯罪及び交通事故等の現状と課題

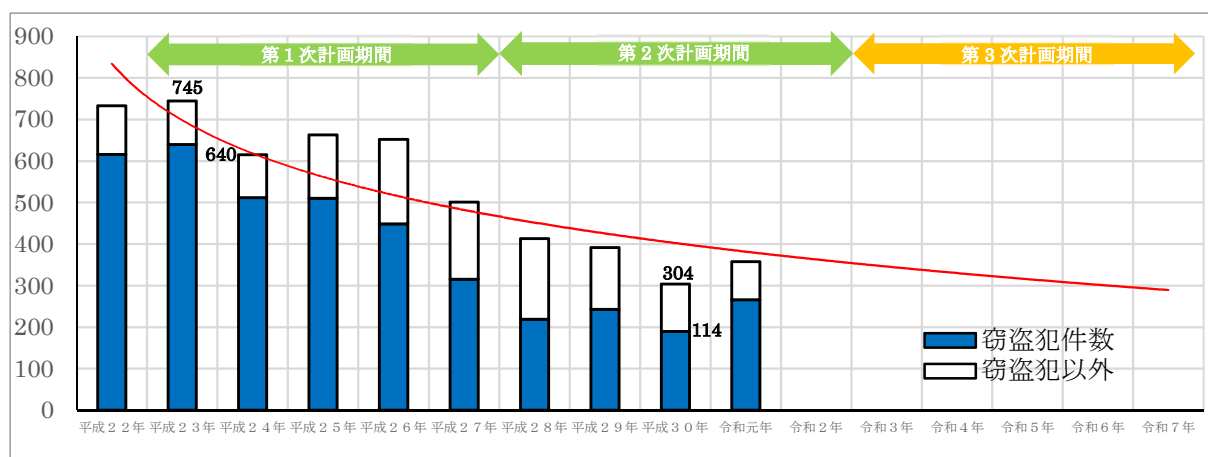
1 犯罪件数

恵庭市における刑法犯罪件数は、平成23年の745件をピークに、その後「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」の各施策の実施により減少に転じています。平成30年の刑法犯罪件数は304件となり、ピークの半数以下となっています。また、平成23年には全体の85%程度を占めていた窃盗犯が、近年では全体の60%程度と減少が顕著であり、犯罪件数の抑制につながっています。

直近5年間の刑法犯罪の内訳を比較すると、最も多い窃盗犯のほか粗暴犯が多く、また、自動車盗などの重要窃盗犯も多く発生している状況です。中でも窃盗犯は、市民が最も被害に遭いやすく、依然として私達の身近なところで発生しており、取り組む課題は多くあります。

恵庭市の刑法犯罪件数の推移

資料：北海道警察



恵庭市の犯罪発生件数

資料：北海道警察

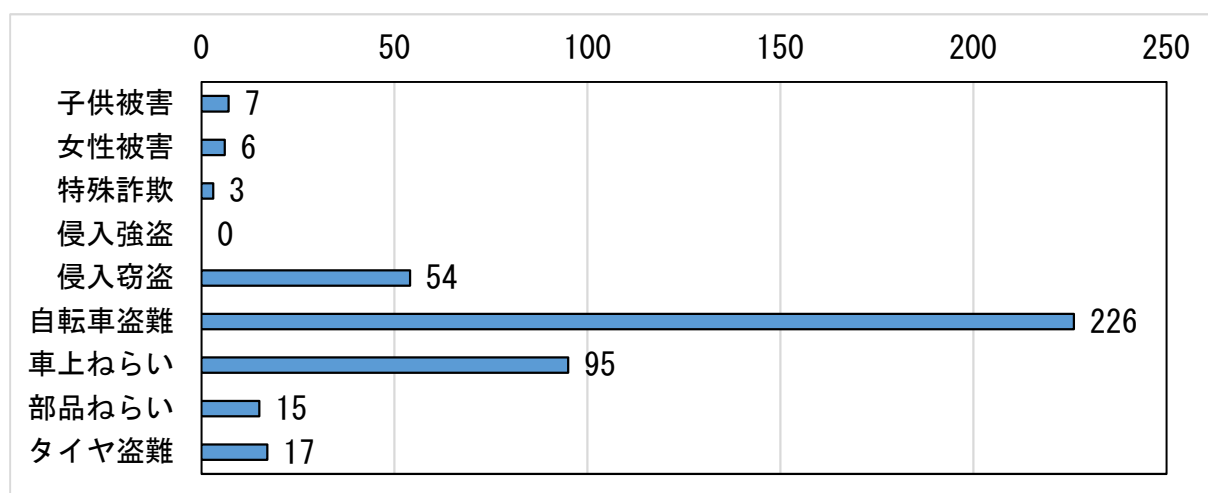
	刑法犯罪 総 数	刑法犯罪内訳						重 犯	要 罪	重 要 窃盗犯
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他			
平成27年	501	0	24	315	19	37	106	12		34
平成28年	413	0	17	219	15	18	72	6		58
平成29年	392	1	37	243	15	16	80	5		37
平成30年	304	3	32	190	11	6	62	5		13
令和 元年	358	3	39	266	10	5	35	5		32

※重要犯罪～殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

令和元年の内訳：殺人(未遂事件含む)2件、放火1件、強制わいせつ2件

※重要窃盗～侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり

※犯罪発生件数は警察で被害届が受理された認知件数であり、犯罪被害の相談なども含めると数値以上の件数となります。



2 不審者情報件数

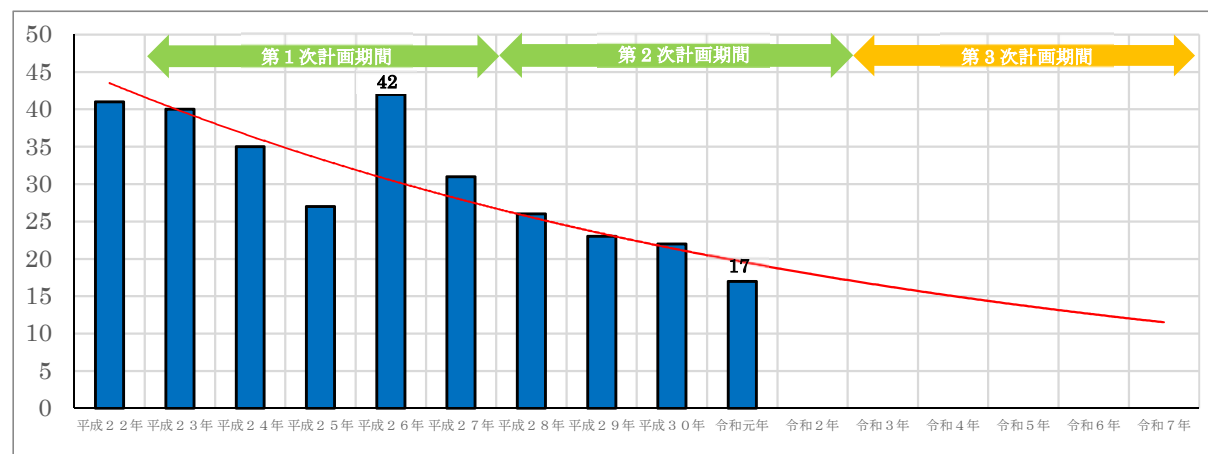
不審者情報については、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」策定以降、概ね減少傾向が続いており、恵庭市、恵庭市教育委員会及び警察が連携し諸対策を実施してきた成果が現れています。

直近5年間の不審者情報の内訳を比較すると、児童・生徒や女性等を対象とした声かけや追尾の事案は横ばいとなっており、子どもや女性等の犯罪弱者に対する見守り活動を強化する必要があります。

学校周辺及び不審者発生多発地区を継続的に巡回するとともに、緊急避難場所としての「子どもセーフティハウス（あなたを守る110番の家）」の協力依頼や指定店の登録の募集を継続し、各地区防犯協会や保護者、教職員が連携を強め、登下校時を重点とした見守り活動や地域の自主的な防犯活動を補完するための防犯カメラの設置が効果を発揮します。なお、防犯カメラの設置については、プライバシーに配慮し適切に管理・運用していただく必要があることから、市では防犯カメラの設置に関するガイドラインを定めています。

恵庭市の不審者情報の推移

資料：恵庭市教育委員会



	声かけ	追 尾	写真撮影	わいせつ	痴 漢	その他	合 計
平成27年度	5	5	10	10	0	1	31
平成28年度	2	8	2	10	2	2	26
平成29年度	6	3	6	2	2	4	23
平成30年度	7	7	3	0	1	4	22
令和 元年度	2	7	3	0	1	4	17

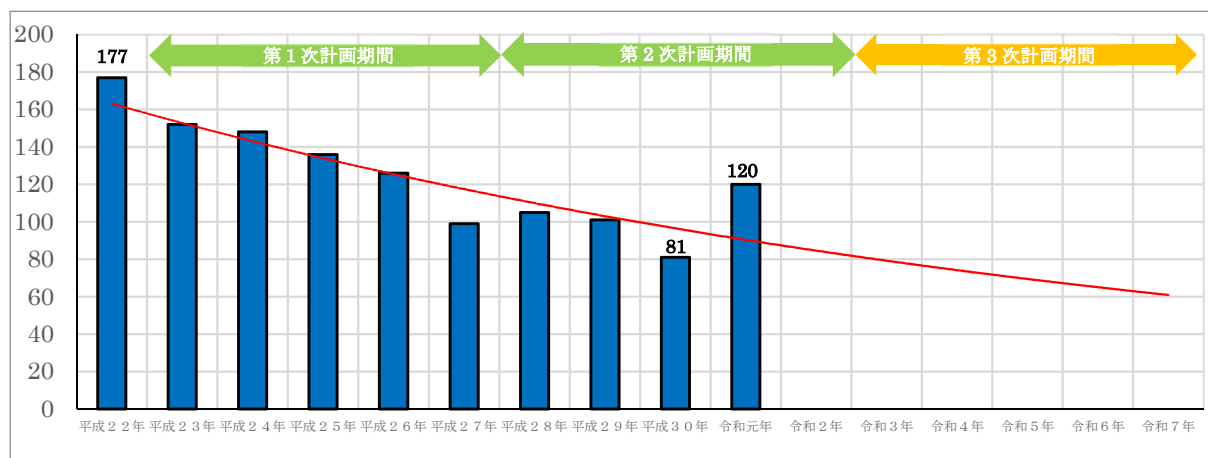
※ 数値は恵庭市教育委員会に報告のあった件数のみを記載

3 交通事故件数

交通事故については、全道的にも近年減少傾向にあり、恵庭市においても同様に減少傾向にあります。一方で、高齢化率の上昇により、全国的にも高齢者が当事者となる交通事故の割合は年々高まっており、高齢運転者・高齢歩行者の両面に対する交通事故防止対策が課題となっています。また、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が平成27年12月に施行され5年が経過していますが、いまだ飲酒による危険運転が後を絶たないことから、関係機関・団体と連携して、交通安全運動をはじめ各種広報啓発や交通安全教室など、幼児から高齢者までの交通安全に対する意識の向上が必要です。

恵庭市の交通事故件数の推移

資料：千歳警察署



恵庭市における交通事故（人身事故）発生状況

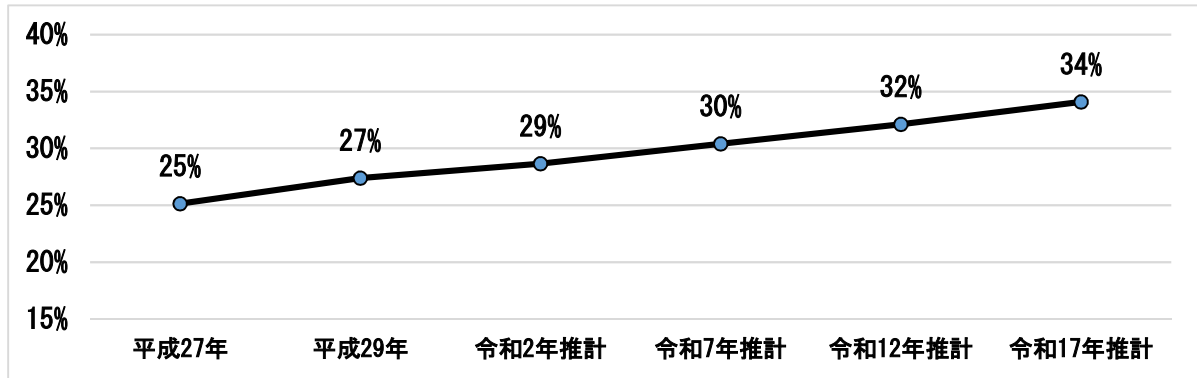
資料：千歳警察署

	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成27年	99	5	117
平成28年	105	2	113
平成29年	101	1	106
平成30年	81	1	92
令和 元年	120	1	147

※令和元年の発生件数の増加については、高齢運転者の事故が増加したことが主な要因ですが、若者運転者の事故も増加傾向にあります。

(参考) 恵庭市の高齢化率の推移

資料：恵庭市人口ビジョン 2019



※高齢化率とは「65歳以上人口が総人口に占める割合」であり、恵庭市の高齢化率は道内179市町村中170位台を推移しています。

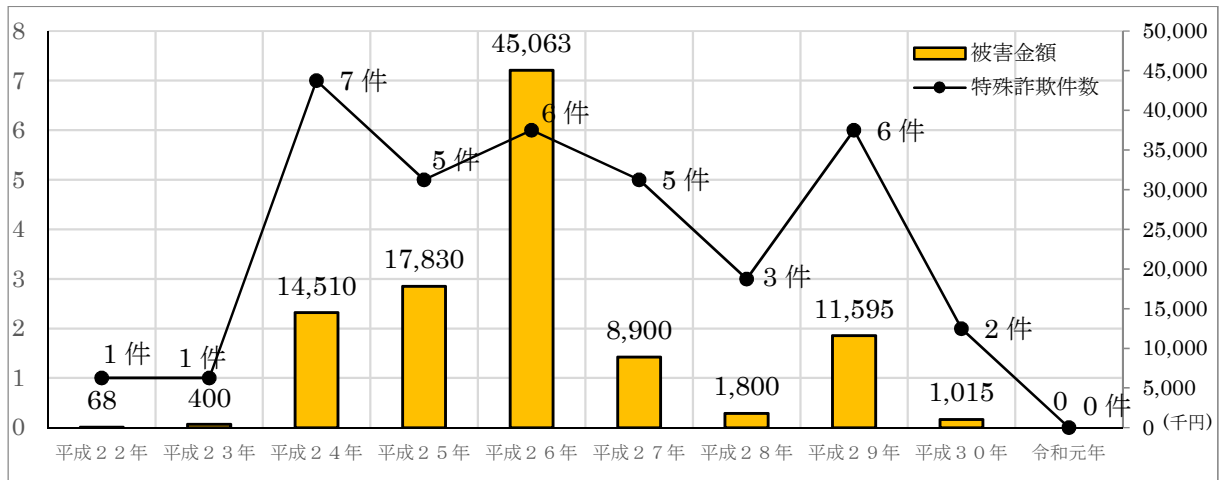
4 特殊詐欺被害件数

恵庭市における特殊詐欺被害については、発生件数は平成24年に急増し、以降平成29年まで横ばいで推移していましたが、平成30年からは減少し、令和元年の発生件数は0件となりました。また、被害金額は平成26年をピークに、特殊詐欺発生件数の減少に伴い、被害金額も同様に減少傾向を示しています。

近年の特殊詐欺の内訳によると様々な手口による詐欺が発生しており、架空請求を中心とした被害のほか従来の振り込み詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺等）が発生しています。標的となりやすい高齢者をはじめとして、一人一人が被害に遭わないための知識を身に付ける必要があり、防犯講話等や情報提供ネットワークの構築或いは、金融機関等と連携した継続的な注意喚起が必要です。

恵庭市の特殊詐欺被害件数と被害金額の推計

資料：千歳警察署



恵庭市の特殊詐欺被害の内訳

資料：千歳警察署

	オレオレ 詐欺	架空請求 詐欺	融資保証 詐欺	還付金等 詐欺	ギャンブル必勝法 情報提供名目詐欺	合計
平成27年	1	2	1	1	0	5
平成28年	0	1	0	2	1	6
平成29年	1	3	0	1	1	6
平成30年	0	2	0	0	0	2

(参考) 道内での特殊詐欺発生状況（12月末現在）

資料：北海道警察

	平成29年	平成30年	令和元年	増減(H29～R1)
認知件数	307	149	160	△147
被害総額(円)	666,661,921	346,838,627	416,505,038	△250,156,883

道内全体の特殊詐欺の発生状況は、平成29年をピークに減少傾向にあり、令和元年の発生件数はピーク時の半数程度に減少していますが、1件当たりの被害総額は増加しています。

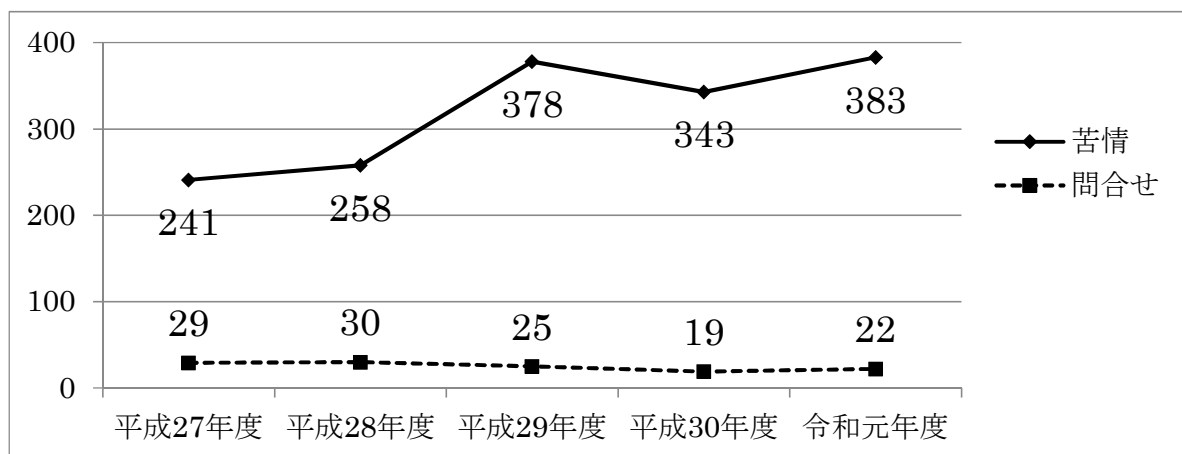
5 消費生活相談件数

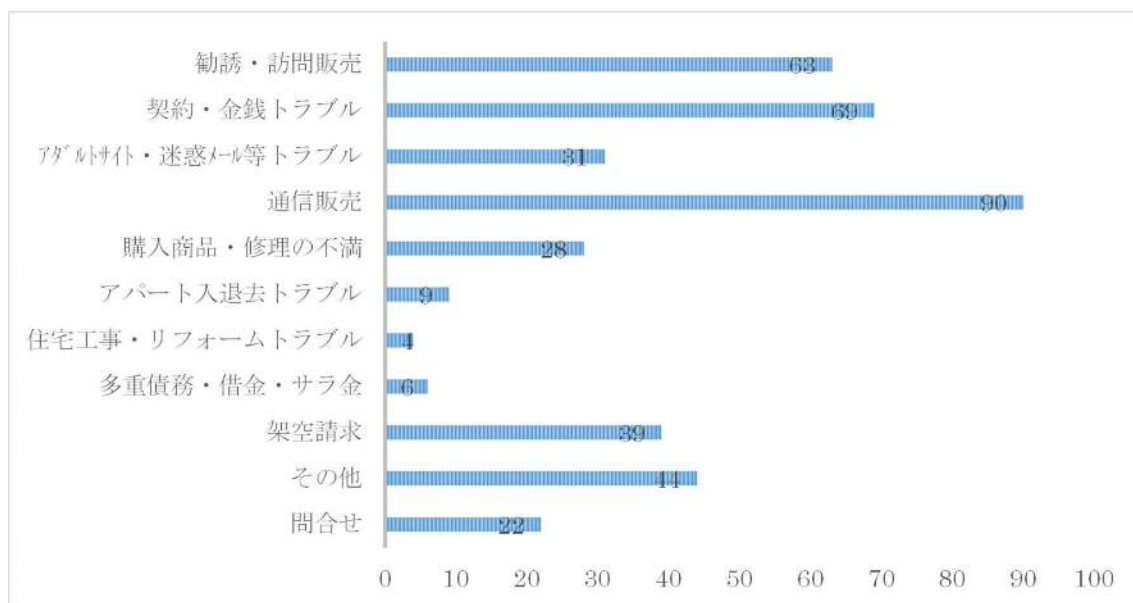
恵庭市では、消費生活に関する市民の相談に応じるため「消費生活相談窓口」を開設し、恵庭消費者協会に相談業務を委託しております。直近5年間における消費生活相談は増加傾向にあり、特に近年、携帯電話やスマートフォン等の普及により、インターネットの利用が幅広い年代に浸透したことから、通信販売や通信サービスに関する契約等の相談件数が増加しています。また、恵庭市内の特殊詐欺被害は架空請求詐欺が多く発生していますが、架空請求に関する相談件数は低水準となっています。

不当請求や悪徳商法には様々な手口が存在し、既存の手口への対策が講じられると、新たな手口が生み出されるといった実態があります。不当請求や悪徳商法等による被害の未然防止対策に加え、被害が発生した際には被害拡大の防止や対策を図るため、被害の情報共有を行える体制を作る必要があります。

恵庭市での消費生活相談件数

資料：恵庭市





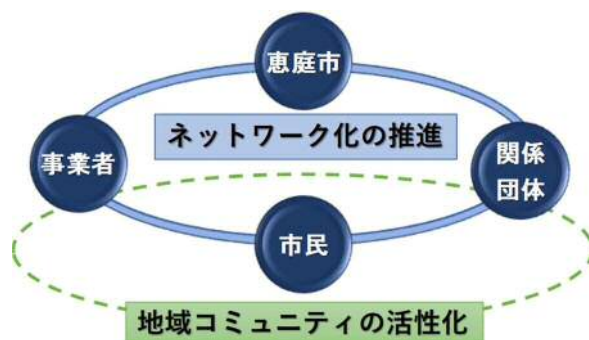
6 安全で安心なまちづくりの課題

「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、これまで市民・事業者・関係団体・行政が取組を進めてきた結果、恵庭市における犯罪件数や交通事故件数等が減少しており、一定の成果が得られているものと思われます。

しかし、子どもへの声掛けや追尾といった不審者事案が依然として発生していることや、インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術の普及により、ネット犯罪をはじめとする犯罪の多様化・巧妙化など、消費生活相談件数が増加しており、身近な犯罪に対して不安を感じている人がいるのが現状です。

また、防犯・交通安全活動に参加されている方からは、参加者数の確保や関係団体との連携不足、若い世代の担い手不足の声が上がっており、犯罪件数や交通事故件数等を抑制していくためには、これらの対策が必要となります。

これらを踏まえ、今後はこれまでの施策を継続して推進していくとともに、活動内容を広く周知するほか活動団体同士の連携や協力を強化するためのネットワークを形成しながら、市民一人一人の防犯・交通安全意識を向上させ、地域と協働して課題解決に取り組んでいく必要があります。



第3章 計画の基本目標と基本方針

1 基本目標

「安全で安心なまちづくり」は、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進することが必要です。

市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、次のとおり基本目標を定めます。

犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市

～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

2 重点目標

基本目標を達成するため、計画期間における重点目標を次のように設定します。

この計画では、犯罪と交通事故のない地域社会の実現を目指していることから、犯罪発生件数と人身交通事故件数の具体的な減少数値の目標は設定せず、毎年度、警察署が公表する数値実績をもとに、分析・検証することで主要事業・施策に反映させることとしました。

なお、特殊詐欺被害及び交通死亡事故については、それぞれ令和元年度における特殊詐欺被害は0件、交通死亡事故は1件だったことから、これまでの重点目標を継続することとしました。

○犯罪発生件数、人身事故件数を減少

○特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

3 基本方針

この計画の推進にあたっては、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」に基づき、基本方針は次のとおりとします。

○地域における安全意識の高揚

○自主的な地域活動の促進

○生活環境の整備

第4章 それぞれの役割

「安全で安心なまちづくり」を進めるためには、市民、地域活動団体、事業者等及び市が、それぞれの役割を明らかにし、責任を持って取り組むことが必要です。

1 市民の役割

市民は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯や交通安全等の知識や技術について関心をもち、自ら規範意識を高め、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努めます。そして、地域コミュニティや地域活動に積極的に参加し、市が実施する施策についても協力するよう努めます。また、交通法規を守り、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるとともに、徒歩により道路を通行するときは、交通事故を発生させないように努めます。

2 地域活動団体の役割

地域活動団体は、地域の安全に関する自主的な活動に積極的に取り組み、防犯や交通安全等の知識や技術について地域住民の関心が高まるよう、地域活動に対する市民の理解の促進に努めます。また、市及び関係行政機関と連携して、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努め、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。

- 【主な団体】
- 恵庭市防犯協会連合会
 - 島松地区防犯協会
 - 恵庭市交通安全運動推進委員会
 - 恵庭市交通安全指導員会
 - 恵庭市交通安全協会
 - 恵庭市暴力追放運動推進協議会
 - 恵庭消費者協会

3 事業者等の役割

事業者等は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めます。そして、従業員等の安全の確保のため、従業員等に対し防犯や交通安全等の知識や技術を習得させるよう努めます。併せて、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。また、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めます。

- 【主な取組】
- 安全運転管理の徹底
 - 従業員等への防犯・交通安全教育の推進
 - 車両による防犯・交通安全パトロール及び児童・生徒の見守り
 - 暴力団の威力を利用する行為や利益供与をしない

4 市の役割

市は、「安全で安心なまちづくり」の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して「安全で安心なまちづくり」を推進します。そのため、関係行政機関や地域活動団体との連携を強化し、地域の実情に合った防犯・交通安全活動の充実や情報提供、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行います。

【主な取組】○自主的な活動を行う団体に対する啓発物品の斡旋

○講習会における講師派遣等

○公共事業等や公の施設から暴力団の排除

○学校・警察等と連携した交通安全指導

○市民等への情報提供



交通事故防止抑止市民大会



夏の暴力追放運動



青色回転灯防犯パトロール



交通事故抑止パトライト作戦

第5章 計画の基本施策

1 推進体制の整備（条例第8条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を設置し、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備します。

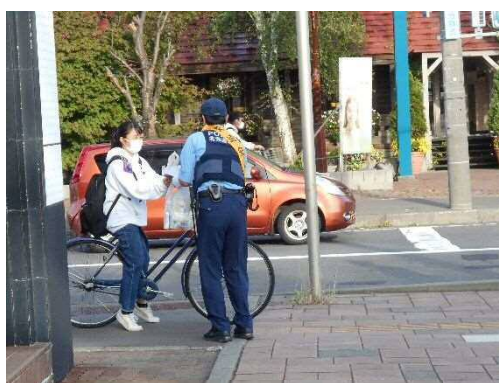
2 情報の収集及び提供（条例第9条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページ等により提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施します。また、緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組みます。

- 【主な取組】
- 広報誌、恵庭市ホームページ及び千歳警察署ホームページ、コミュニティFM放送、メール配信サービスでの情報提供及び啓発
 - 交通安全指導車、防犯・暴力追放広報車による広報啓発
 - 防犯・交通安全教室等による啓発
 - 地域安全運動・交通安全運動期間中における広報啓発活動
 - 青色回転灯防犯パトロール・交通事故抑止パトライト作戦
 - 事業者等のCSR活動に関する情報提供
 - ドライブレコーダー等の安全対策機器の情報提供



飲酒運転根絶の日啓発



自転車マナー啓発

※CSRは「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」を意味する言葉です。CSR活動とは、企業として行う事業活動のほか、環境活動、ボランティア活動、寄付活動など、企業としての社会貢献の活動のことを言います。

3 児童等の安全の確保（条例第10条関係）

市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園等の施設において、必要に応じて関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。

【主な取組】○町内会・自治会による登下校時の街頭指導

○PTA・町内会による学校周辺及び通学路の巡回

○学校等、関係機関への情報提供

○警察による防犯教室

○通学路安全推進会議による通学路合同点検の実施、点検結果の情報提供

○ながら見守り活動の実施

○こどもセーフティハウスの設置

○地域による防犯カメラの設置

4 高齢者及び障がい者の安全の確保（条例第11条関係）

市は、市民等と協働して、高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めます。

【主な取組】○老人クラブ等での交通安全啓発

○高齢者交通安全教室

○障がい者への安全対策の実施

○運転免許証自主返納出張窓口の開設

○高齢者の身体機能の自認体験



運転免許証自主返納出張窓口



高齢者交通事故抑止啓発

5 消費者被害の防止（条例第12条関係）

市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。

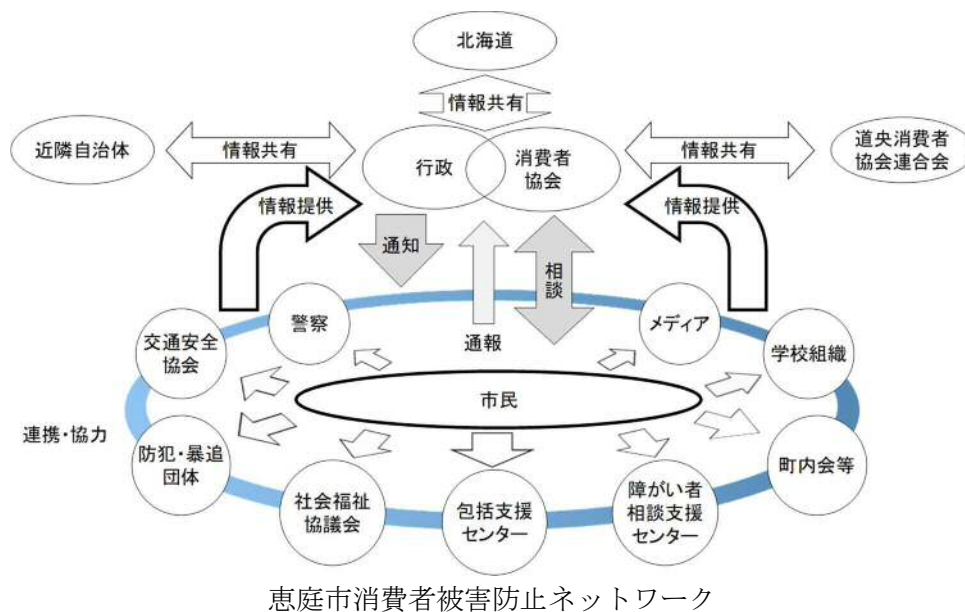
【主な取組】○消費生活相談の実施

○出前講座の実施

○広報車による街頭広報

○消費者被害防止ネットワークの推進

○サイバーセキュリティ対策に関する情報発信



6 犯罪被害者等への支援（条例第13条関係）

市は、関係行政機関（千歳警察署など）及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。

【主な取組】○犯罪被害者相談窓口の設置

7 生活環境の整備（条例第14条関係）

市は、犯罪及び交通事故を防止するため、防犯施設及び交通安全施設の整備に努めます。

【主な取組】○防犯灯の設置・更新

○防犯灯台帳に基づく設置状況の調査

○防犯性の高い鍵への交換

○信号機・標識などの設置要望

○街路灯・ガードレールなど道路施設の設置・点検

○防犯カメラの設置補助制度の推進

※防犯カメラの設置補助制度の活用実績：5町内会、5基設置(令和3年3月現在)

8 安全教育の充実（条例第15条関係）

市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

【主な取組】○交通安全児童指導員による幼稚園・保育園での「こぐまクラブ」の実施

○街頭での実地指導

○町内会・自治会の防犯・交通安全担当者への研修会

○学校・老人クラブなどにおける防犯、交通安全教室

○交通公園を利用した実践的な交通安全教育

○自転車安全運転啓発



こぐまクラブによる交通安全教育



老人クラブにおける交通安全教室

第6章 計画の推進

市は、「安全で安心なまちづくり」を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を設置し、市民等及び関係行政機関と協働して計画を推進します。

1 実行委員会の運営

この計画を実施するにあたっては、北海道警察や関係団体、公募市民からなる「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」において、計画に基づき必要な対策を協議します。また、実行委員会では、施策に関する意見交換や進捗状況についての評価や検証等を行いながら、計画に基づく施策を総合的に推進していきます。

2 庁内推進体制の整備

この計画を実施するにあたっては、施策を行う庁内関係部署が相互に連携を図り、一体となって「安全で安心なまちづくり」に関する施策を展開していきます。

3 計画の見直し

この計画の期間は5年間としていますが、計画期間の途中でも、犯罪や交通事故の発生状況の変化や市民意識の変化といった社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととし、より効果的かつ効率的な施策を展開していきます。なお、計画の見直しを行った場合は、市ホームページ等を活用して公表します。

□ 資料

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び勤務又は通学する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 市内において自主的に防犯及び交通安全活動を行う市民団体並びに町内会及び自治会をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及び市内に土地、建築物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、地域活動団体及び事業者等をいう。
- (5) 関係行政機関 恵庭市を管轄する警察署及びその他の行政機関をいう。
- (6) 学校等 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校をいう。
- (7) 児童等 学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。
- (8) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。

4 市民は、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないように努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第5条 地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者等は、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

- 3 市は、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページその他これらに類するものにより提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

- 2 市は、前項の情報のうち緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組むものとする。

(児童等の安全の確保)

第10条 市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園その他これらに類する施設における児童等の安全の確保に努めるものとする。

- 2 市は、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第11条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めるものとする。

(消費者被害の防止)

第12条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第13条 市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等から

の相談に応じるとともに、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第14条 市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めるものとする。

2 市は、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めるものとする。

(安全教育の充実)

第15条 市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例（平成21年条例第27号）第8条第1項の規定に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(委員及び構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者の中から委員を選出し構成する。

- (1) 関係行政機関に所属する者
- (2) 防犯及び交通安全に関する団体に所属する者
- (3) 地域に関する団体に所属する者
- (4) 事業所に関する団体に所属する者
- (5) 学校教育に関する団体に所属する者
- (6) 公募に応じた者

2 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び旅費等を支給しない。

(庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、生活環境部市民生活課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿

任期：令和２年４月１日から令和４年３月３１日まで

役 職	氏 名	所 属
会長	原 田 裕	恵庭市
副会長	鏡 貢	恵庭市交通安全運動推進委員会
委 員	有 田 敬	千歳警察署
委 員	山 崎 哲 也	千歳警察署
委 員	杉 若 浩 一	恵庭市交通安全協会
委 員	池 田 榮 義	恵庭市防犯協会連合会
委 員	久 保 義 則	恵庭市暴力追放運動推進協議会
委 員	田 中 和 枝	恵庭消費者協会
委 員	茶 園 利 紀	恵庭市町内会連合会
委 員	亀 石 和 代	恵庭市老人クラブ連合会
委 員	後 藤 美 江	恵庭市地域女性連絡会
委 員	渡 邊 真 希	恵庭商工会議所
委 員	野 邊 則 子	恵庭市ＰＴＡ連合会
委 員	赤 沼 宏 樹	恵庭市小中学校長会
委 員	堀 尾 秋 功 砂	恵庭北高等学校
委 員	赤 松 幸 広	恵庭南高等学校
委 員	水 野 み ど り	公募

●交通安全確保に関する宣言（昭和37年5月11日）●

最近、交通事情の悪化に伴い事故による死傷者は日夜激増の一途をたどり大きな社会不安を生み出していることは、まことに憂慮に堪えない。

このような事態に対処して、関係当局が事故防止のための必要措置を適切果断に講ずることを強く要望するものであるが、われわれも明るい郷土恵庭市建設のため、全市民の総力を結集した運動を盛り上げ、交通道德の高揚と、交通事故の根絶を決意した。

ここに本市は、全市民の積極的な参加を得、一人ひとりの力強い協力により、あらゆる方策と手段を講じて市民の生命と身体の安全を確保することをここに決議し宣言する。

●防犯都市宣言（平成4年9月24日）●

犯罪のない安全で平和な生活を送ることは、市民の願いである。

しかしながら、複雑混迷化する社会情勢の変化に伴い、市民生活を侵害する犯罪は一向に減少する傾向が見られない。

このような情勢にあって21世紀に向けて希望と活力にあふれた恵庭市を築いていくためには、市民が一致協力して犯罪の防止、なかなづく青少年の非行の防止等に努め、平和で明るく住みよい都市の実現を決意し、ここに「防犯都市」を宣言する。

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画

発行年月 令和3年 3 月
発 行 恵庭市
編 集 恵庭市生活環境部市民生活課
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137
URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>
Mail shiminseikatsu@city.eniwa.hokkaido.jp